

千葉市立稲毛高等学校同窓会

同窓会会則（平成22年度改正）

第1章 総則

第1条（名称）

本会は、千葉市立稲毛高等学校同窓会と称する。

英訳名は、Chiba Municipal Inage High School Alumni Association と定める。

第2条（事務局）

本会は事務局を、千葉市美浜区高浜3丁目1番1号 千葉市立稲毛高等学校内に置く。

第3条（目的）

本会は、会員相互の親睦を厚くし、旧情を温めるとともに、千葉市立稲毛高等学校（以下、母校という）の充実と発展に寄与することを目的とする。

第4条（事業）

本会は前条の目的を達するために次の事業を行なう。

- 会員相互の親睦と啓発に寄与する事業
- 母校の充実と発展に関する事業
- その他本会の目的を達するために必要な事業

第2章 会員（正会員、準会員、賛助会員）

第5条（会員）

本会の会員は次の通りとする。

- 正会員 母校を卒業した者

- 2. 準会員
 - ①母校中等部を卒業した者
 - ②母校に生徒として在籍した者
 - ③留学生
- 3. 賛助会員
 - ①母校（附属中学校を含む）旧職員および現職員
 - ②寄付等で本会の活動を支援した団体もしくは個人

第6条（会員の登録）

本会は、会員の個人情報を同窓会名簿に登録する。一度登録した会員の個人情報は、会員としての資格を喪失しても、登録抹消をすることはできない。

第7条（会員情報の取り扱い）

本会は、会員情報を取り扱うにあたり「個人情報の取り扱いに関する稲毛高校同窓会の基本方針」を遵守する。

第8条（会員資格の喪失）

会員は、次の各号によりその資格を喪失する。資格を喪失した場合、その旨を登録情報に記載する。

- 1. 死亡したとき
- 2. 除名されたとき

第3章 役員

第9条（役員の構成および定数）

本会は次の役員を置く。

- 1. 会長：1名
- 2. 事務局長：1名
- 3. 副会長：3名以内
- 4. 理事：3名（総務担当：1名、企画・事業担当：1名、IT・広報担当：1名）
- 5. 顧問：1名（母校校長）
- 6. 参与：若干名

第 10 条（役員（役割））

役員（役割）は、次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
2. 事務局長は、執行役員会からの付託に応え、事務局を率い、本会を主体的に運営する。
3. 副会長は、会長を補佐し、会務を分掌する。必要に応じて、会長職務を代行する。
4. 理事は、専門委員会の統括責任者として事務を執行する。
5. 顧問は、母校を代表して会務に参画する。
6. 参与は、同窓会活動に対して助言進言を行なう。

第 11 条（執行役員）

会長、事務局長、副会長、理事を執行役員とする。

第 12 条（会長の選出、任期）

会長は、正会員の中より選出し、年次総会にて承認を得なければならない。人選にあたっては、事務局長もしくは副会長を経験した者からの選出が望ましい。任期は 3 年とし、再選を妨げない。会長が不在になった場合は、補選を行わず、年次総会まで副会長が代行を務める。

第 13 条（事務局長・副会長・理事の選出、任期）

事務局長、副会長ならびに理事は、正会員の中より会長が推薦し、年次総会にて承認を得なければならない。任期は 3 年とし、再選を妨げない。欠員が生じたときは速やかに後任者を補選し、執行役員会の承認をもって年次総会の承認に代えることができる。補選で選出された事務局長、副会長ならびに理事の任期は前任者の残任期間とする。

第 14 条（顧問）

母校を代表して、母校校長が顧問として会務に参画する。

第 15 条（参与）

本会の活動に関する意見を尋ね求めるために、参与を聘することができる。参与は、会長経験者、事務局長経験者、母校旧職員より会長が推薦し、執行役員会にて承認を得なければならない。

第4章 事務局・専門委員会・コーディネーターコミッション

第16条（事務局の構成）

本会の運営を円滑にするため事務局を置き、本会の事務を監轄する。事務局には、事務局長に加えて事務局員を置く。

第17条（事務局員の選出）

事務局員は、正会員の中より事務局長が推薦し、執行役員会にて承認を得る。任期は1年とし、再選を妨げない。欠員が生じたときは速やかに後任者を補選し、執行役員会の承認を得なければならない。補選で選出された事務局員の任期は前任者の残任期間とする。

第18条（事務局における分掌）

事務局には次の3つの専門委員会を設置する。

1. 総務委員会
2. 企画・事業委員会
3. IT・広報委員会

第19条（専門委員会の分掌）

専門委員会の事務分掌を次のように定める。

- | | |
|-------------|--|
| 1. 総務委員会 | 書記（会議の議事を記録、管理、保存）
会計（金銭出納を管理し、会務の会計）
年次総会、執行役員会などの調整・用意
表彰式、同窓会入会式の準備
コーディネーターコミッションの統括運営 |
| 2. 企画・事業委員会 | 同期会、クラス会、OB会、各親睦会・懇親会の企画および後援
飛翔祭（文化祭）への参加、交流クラブの創設
育友会との共同企画の立案から実施（保護者会での講演会など）
頒布品の開発・制作・管理、同窓会関連商品の取扱
協賛企業の斡旋、寄付窓口 |

3. IT・広報委員会
- ブログやホームページの取材、編集、制作
 - 会報誌の編集、印刷物の制作、メールマガジンの発行
 - 在校生や現教職員、会員に対する広報活動
 - 情報技術に関する一切の業務
 - ブログ、ホームページの運営および管理

第20条（特別委員会等の設置）

会長は、必要に応じて、特別委員会を設置することができる。

第21条（コーディネーターコミッション）

本会は事務局にコーディネーターコミッションを置く。総務委員会が統括運営する。

第22条（コーディネーターコミッションの組織）

コーディネーターコミッションには、次のコーディネーターで構成される。

1. クラスコーディネーター
2. 学年コーディネーター

第23条（クラスコーディネーターの定数・選出・職務）

クラスコーディネーターは、クラスごとに2名を選出し、会長がこれを委嘱する。クラスコーディネーターは卒業後、クラスメートの連絡先等をできるかぎり把握するよう努める。

第24条（学年コーディネーターの定数・選出・職務）

学年コーディネーターは、卒業期ごとに、クラスコーディネーターの中から2名を選出し、会長がこれを委嘱する。学年コーディネーターは各クラスコーディネーターを掌握し、連絡調整にあたる。

第25条（コーディネーターの任期）

コーディネーターの任期は特別に定めない。何らかの事情でコーディネーターとしての職務を果たすことができなくなった場合は、事務局に申し出なくてはならない。

第 26 条 (コーディネーターミーティングの開催)

会長は、必要に応じて、コーディネーターミーティングを開催することができる。

第 5 章 会計監査

第 27 条 (会計監査の定数および役務)

1. 本会は、2 名以上の会計監査を置く。
2. 会計監査は、会計年度終了後に会計を精査する。
3. 会計監査は、年次総会にて監査内容を報告する。
4. 前号の報告にあたっては、2 名以上の監査が記名押印していなければならない。
5. 会計処理について不正を発見したときは執行役員会を招集し報告しなければならない。

第 6 章 顧問弁護士

第 28 条 (顧問弁護士)

本会は、弁護士と顧問契約を結び、紛争を未然に予防するよう図る。契約は毎年更新するものとする。

第 7 章 議決機関 (執行役員会、年次総会、臨時総会)

第 29 条 (議決機関)

本会の議決機関は、次の 3 会とする。

1. 執行役員会
2. 年次総会
3. 臨時総会

第 30 条（執行役員会の構成・議長・開催・議決）

1. 執行役員会は、毎月 1 回、会長が招集する。
2. 執行役員会は、会長・事務局長・副会長・事務局員によって構成する。
3. 顧問、参与、クラスコーディネーター、学年コーディネーター、会計監査、顧問弁護士は、会長の求めに応じ執行役員会に出席することができるが、議決に参加することはできない。
4. 執行役員会は、会長、事務局長、副会長、書記係 1 名、会計係 1 名、計 5 名以上の出席がなければ、開催することができない。
5. 執行役員会の議長は事務局長とする。

第 31 条（最高議決機関）

本会は、年次総会を最高議決機関として位置づける。

第 32 条（年次総会）

年次総会は、会長が招集し、年 1 回開催する。以下の 6 号に関して執り行う。

1. 事業報告および事業計画案提案
2. 決算報告および予算案提案
3. 前 1 号および 2 号に関する承認
4. 役員人事の承認
5. 会則変更の承認
6. その他重要事項

第 33 条（臨時総会）

臨時総会は、会長が必要と認めたとき、もしくは執行役員 $\frac{2}{3}$ 以上の要求があったとき、会長が召集する。

第 34 条（総会の告示）

総会の告示は次のように定める。告示方法は郵送に限らない。

1. 年次総会の日程、議案は、総会開催日の 1 か月前に、会員に告示しなければならない。
2. 臨時総会の日程、議案は、総会開催日の 2 週間前に、会員に告示しなければならない。

第 35 条（議決・議長）

1. 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって議決する。
2. 総会の議長は、出席者の互選により選出する。

第 36 条（議事録の保存・公開）

総会の議事は、議事録にして保存する。

1. 総会の議事は、総会終了後すみやかに事務局が議事録にまとめる。
2. 総会の議長は、出席者の中から 2 名の署名者を指名する。署名者は議事録の内容を確認したうえで記名押印をするものとする。
3. 総会の議事は、総会終了後すみやかに同窓会ホームページに掲載し、会員が閲覧できるようにしなくてはならない。
4. 総会の議事録は、総会を開催した日より 5 年間保管しなければならない。

第 8 章 財務

第 37 条（運営資金）

本会の運営は、同窓会終身会費・活動協力金・預金利息・寄付金をもって充てる。

第 38 条（同窓会終身会費）

千葉市立稲毛高等学校在校生は、卒業時に終身会費として 6,000 円を納付するものとする。なお、既納の同窓会終身会費は、いかなる理由があっても返還しない。

第 39 条（同窓会終身会費徴収の申し入れ）

本会の事務局は、毎年 1 月の第 3 月曜日までに、母校事務長に対し、文書「同窓会終身会費 支払のお願い」を提出しなければならない。

第 40 条（会費の免除）

本会の準会員ならびに賛助会員は会費を免除する。

第 41 条（活動協力金）

本会の正会員および準会員ならびに賛助会員は、活動協力金として、一口 1,000 円、一口以上を自らの意思で毎年納付することとする。なお、既納の活動協力金は、いかなる理由があっても返還しない。

第 42 条（寄付金）

本会は、寄付金を募ることができる。

第 43 条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 44 条（予算の区別）

本会の会計は一般会計予算と特別会計予算で行なう。

第 45 条（一般会計予算）

一般会計予算は年度会計とし、執行役員会において予算案を編成する。一般会計予算案は年次総会における承認を得て、施行するものとする。

第 46 条（特別会計予算）

特別会計予算は特別会計とし、会長が選任した特別委員会が原案を作成し、執行役員会において予算案を編成する。特別会計予算案は年次総会における承認を得て、施行するものとする。

第 47 条（補正予算）

年度途中において補正予算を組む必要が生じたときは、執行役員会出席者の 4 分の 3 以上の賛成をもって施行できる。

第 48 条（特別会計における収入）

特別会計における収入は、当該年度の一般予算における総収入の 60%を限度として、これを充てることができるが、年次総会で承認を必要とする。

第 49 条（支出区分）

会計予算における支出区分は、次のとおりとする。

1. 総会費
2. 卒業記念品費
3. 広報費
4. 渉外費
5. 会議費
6. 事務費
7. 通信費
8. 交通費
9. 慶弔費
10. 学校施設備品助成金
11. 課外活動助成金
12. 周年事業積立金
13. 予備費
14. 雑費

第 50 条（経費の支出条件）

1. 経費の支出はすべて「支出申請書」によって事務局に申請し、執行役員会で承認を得なければならない。
2. 経費の支出にあたっては、債権者からの請求書が提出されなければならない。ただし、経費の性質上請求書を徴することが困難な場合においてはこの限りではない。

第 51 条（支出所定事項）

支払が終了したときには支払先から領収書をもらい「支出申請書」に所定事項を記入し事務局に提出しなければならない。

第 52 条（決算報告）

総会において、事務局会計係が、決算報告を行なう。

第 53 条（繰越金）

会計年度末において、決算剰余が生じた場合は、繰越金として次年度の収入に繰り入れるものとする。

第 54 条（必要経費の支払い）

本会の会務にたずさわる者はすべて名誉職とする。したがって報酬等の支払は一切しない。ただし、正当な必要経費の支払いについては、執行役員会の承認をもって執行する。

第 9 章 母校への経済的支援

第 55 条（支援の区分）

母校への経済的支援は次の 2 つに区分する。

1. 学校施設備品助成金
2. 課外活動助成金

第 56 条（学校施設備品助成金）

母校から、備品の購入あるいは設備の拡充や補修、教育振興のための支援依頼があった場合には、事務局で原案を作成し、執行役員会で可否を決定する。

第 57 条（課外活動助成金）

母校在校生の課外活動の振興のため、当該団体（部活動、委員会等）もしくは当該個人に対し課外活動助成金を支給する。支給にあたっては、母校と調整をしながら事務局で原案を作成し、執行役員会で可否を決定する。支給条件は次の通りとする。

1. 母校の課外活動として、高体連、高野連、高文連主催の全国大会、あるいは同等レベルの大会に出場した場合。
2. 執行役員会が承認した場合。
3. 個人の活動として出場もしくは出展し、優秀な成績をおさめた場合は、執行役員会で協議の上、別途褒賞を与えることができる。

第 58 条（支援の金額）

母校への経済支援は、毎年納められる終身会費の 20%程度を目安とし、実際の施行額は母校と十分な話

し合いの末、決定する。

第 10 章 会則の改正

第 59 条（会則の改正）

本会の会則を改正するにあたっては、執行役員会での審議を重ね、年次総会で可否を問わなければならない。年次総会に出席した議決権保有者の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

第 12 章 その他

第 60 条（除名）

会員が、次の各号のひとつに該当するときは、執行役員会での審議を経て、除名することができる。除名処分とした場合は、年次総会で報告しなければならない。

1. 本会の名誉を著しく傷つけたとき
2. 本会の目的に反する行為があったとき
3. 本会に多大な損害を与えたとき

第 61 条（表彰）

1. 本会の発展や存続に寄与貢献した者に、感謝状を授与し、記念品を贈る。
2. 表彰にあたっては、事務局において原案を作成し、執行役員会で承認する。

第 62 条（弔慰）

会員が逝去した場合は、弔慰として生花もしくは電報を贈る。執行役員会で承認されれば非会員に対しても生花もしくは電報を贈ることができる。

第 63 条（不測の事態に対する対応）

この会則によりがたい場合は、執行役員会での協議により定める。